

●漁船損保公示第85号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和6年12月20日から令和7年1月3日まで松山漁業協同組合において縦覧に供する。

令和6年12月20日

香川県知事 池 田 豊 人

1 発起人の住所及び氏名

坂出市大屋富町1760番地 高橋 辰男

坂出市大屋富町2537番地1 高橋 壮明

坂出市大屋富町2538番地1 高木 繁行

松山加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

松山漁業協同組合